

臨時医療施設の整備について

県は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、病床確保計画に基づくフェーズ4の確保病床がひっ迫してきていることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時医療施設の開設に向けた準備を進めることとします。

1. 施設の概要

- ・ 開設者 : 千葉県知事
- ・ 場 所 : 県がんセンター旧病棟
- ・ 病床数 : 66床（段階的に運用）
- ・ 受入れ患者 : 軽症の高齢者等で、医師が総合的に判断して入院の必要があると認めた患者（基礎疾患がある患者を含む。）

2. 施設整備等の考え方

- ・ 旧病棟の病室及び病棟内の廊下をレッド（汚染区域）、スタッフステーションをグリーン（清潔区域）、その中間部分をイエロー（準汚染区域）に区分し、簡易な間仕切りやサイン表示によりゾーニングを行う。
- ・ 旧病棟を使用するため、基本的に医療スタッフ以外、新病棟との交差はない形で整備、運営（患者動線含む）していく。
- ・ 配管（酸素、吸引）や電気、水道等は既存設備を活用する。

3. 臨時医療施設の運営の考え方

- ・ 臨時医療施設の運営は、県病院局に委託する。
- ・ 医療人材については、まず、県病院局から派遣し、不足する人員は、県から県内医療機関に派遣を要請していくことを想定している。

4. 開設の時期

施設整備等の終了後、速やかに開設する予定。

なお、施設整備等には約1か月を要する見込み。